

(新)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の被害状況及び捕獲実績に基づく計画頭数並びに北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた計画頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エゾシカ	180頭	<u>200頭</u>	<u>200頭</u>
ヒグマ	被害が発生するおそれのある出没個体数		
キツネ	52頭	52頭	<u>60頭</u>
タヌキ	89頭	89頭	89頭
アライグマ	28頭	28頭	<u>60頭</u>
カラス	240羽	240羽	240羽
トド	<p>捕獲計画数は、水産庁のトド管理基本方針により、トド絶滅の危険性がない範囲内で、トドによる漁業被害を最小化することを目標とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。</p> <p>なお、トドの計画年度は、来遊期間に対応させるため、当該年の10月から翌年の6月までとする。</p>		

(旧)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の被害状況及び捕獲実績に基づく計画頭数並びに北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた計画頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エゾシカ	180頭	<u>180頭</u>	<u>180頭</u>
ヒグマ	被害が発生するおそれのある出没個体数		
キツネ	52頭	52頭	<u>52頭</u>
タヌキ	89頭	89頭	89頭
アライグマ	28頭	28頭	<u>28頭</u>
カラス	240羽	240羽	240羽
トド	<p>捕獲計画数は、水産庁のトド管理基本方針により、トド絶滅の危険性がない範囲内で、トドによる漁業被害を最小化することを目標とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。</p> <p>なお、トドの計画年度は、来遊期間に対応させるため、当該年の10月から翌年の6月までとする。</p>		